

令和元年度 第6回 常設審議委員会 次第

【メモ】

日時 令和 元年 9月25日(水) 13時30分～
場所 札幌市 第二水産ビル 4階4F会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

- 1) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について
- 2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

- 1) 令和2年度農林水産予算概算要求について
- 2) 人・農地プラン及び農地中間管理事業に関する都道府県ヒアリングの結果について

6 協 議

- 1) 令和元年度全国農業委員会会長代表者集会の開催と陳情要請の実施について
- 2) 陳情要請における要望書案について
- 3) その他

7 閉 会

次回 令和元年度第7回常設審議委員会は、令和元年10月25日(金曜日)
開会時間は、13:30です。
場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。

令和2年度農林水産関係予算概算要求の概要(メモ)

令和元年9月4日
全国農業会議所

令和2年度農林水産予算概算要求額は2兆7,307億円(前年度予算額比18.2%増)

令和2年度の農林水産予算概算要求は、令和元年度予算額(2兆3,108億円)比18.2%増の2兆7,307億円となった。

7月31日に閣議了解された「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」において、昨年度同様、義務的経費については令和元年度予算額の範囲内、裁量的経費は30年度予算額の90%を「要望基礎額」とし、義務的経費に係る削減額と裁量的経費に係る削減額の3倍の範囲までを「新しい日本のための優先課題推進枠」として要求できるとされたことから、農水省は要求上限の前年度予算対比18.2%増で要求した。

農業農村整備事業をはじめとする公共事業が21.1%増となっているほか、農林水産物・食品の輸出力強化を進めるための政府一体となった司令塔組織の創設や輸出手続の迅速化の予算、また、農林水産分野でイノベーションを創出するための研究開発用の基金を創設する挑戦的農林水産研究開発事業を新規で要求している。その他、豚コレラ等の家畜伝染性疾病や重要病害虫の侵入防止・まん延防止のための消費・安全対策交付金について大幅な増額を要求している。

Ⅱ. 令和2年度農林水産予算概算要求の重点事項のポイント

(単位：億円、カッコ内は令和元年度予算額)

1. 農林水産物・食品の政府一体となった輸出力強化と高付加価値化
(1) 農林水産物・食品の政府一体となった輸出力強化

①司令塔組織の創設	15(-)
②輸出向け施設の整備と施設認定の迅速化 (食料産業・6次産業化交付金等で実施)	
③輸出手続の迅速化	7(-)
④生産段階での食品安全性確保への対応強化	19(6)
⑤グローバル産地づくりの強化	16(2)
⑥戦略的なマーケティング活動の強化	61(43)

(2) 知的財産の流出防止、規格・認証の国際化対応

①植物品種等海外流出防止総合対策事業	6(1)
②農業知的財産保護・活用支援事業	4(-)
③GAP拡大の推進(持続的生産強化対策事業で実施)	

④地理的表示保護制度活用総合推進事業 2(1)

2. 「スマート農業」の実現と強い農業のための基盤づくり

(1) 「スマート農業」の社会実装の加速化とイノベーション・技術開発の推進

①スマート農業総合推進対策事業 51(5)
②農林水産研究推進事業 33(27)
③「知」の集積と活用によるイノベーションの創出 53(43)
④挑戦的農林水産研究開発事業 100(-)
⑤大学発ベンチャー支援事業 1(-)

(2) 農業農村基盤整備（競争力強化・国土強靱化）

①農業農村整備事業<公共> 3,978(3,260)
②農地耕作条件改善事業 350(300)
③農業水路等長寿命化・防災減災事業 281(208)
④農山漁村地域整備交付金<公共> 1,113(927)

(3) 持続的な農業の発展に向けた生産現場の強化

①強い農業・担い手づくり総合支援交付金 296(230)
②持続的生産強化対策事業 233(201)
③野菜価格安定対策事業(所要額) 155(157)
④甘味資源作物生産支援対策 143(108)
⑤畑作構造転換事業 36(-)

(3) 畜産・酪農の競争力強化

①畜産・酪農経営安定対策(所要額) 2,230(2,224)
②畜産生産体制の強化(強い農業・担い手づくり総合支援交付金)
(畜産生産力・生産体制強化対策事業) 16(15)
③ICTを活用した畜産経営体の生産性向上対策(再掲)
④食肉処理施設再選促進・機能高度化支援事業 60(-)
⑤草地関連基盤整備<公共> 93(83)

(4) 生産資材価格の引下げ、流通・加工の構造改革

①農業競争力強化プログラムの着実な実施に向けた調査 1(1)
②食品流通拠点整備の推進(強い農業・担い手づくり総合支援交付金で実施)
③食品流通合理化促進事業 4(3)

1. 担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進

(1) 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化

①「人・農地プラン」の実質化と農地中間管理機構等によ 201(170)

る担い手への農地集積・集約化の加速化

- ②農地の大区画化等の推進<公共>(農業農村整備事業で実施)
- ③農地耕作条件改善事業 350(300)
- ④農業委員会の活動による農地利用最適化の推進 53(53)
- ⑤機構集積支援事業 32(29)

(2) 女性農業者、家族農業経営、法人経営など、多様な担い手の育成・確保と農業の「働き方改革」の推進

- ①農業人材力強化総合支援事業 238(210)
- ②農業経営の法人化・経営継承の推進 13(9)
- ③女性が変わる未来の農業推進事業 1(1)
- ④外国人材受入総合支援事業 9(4)
- ⑤農業協同組合の監査コストの合理化の促進 2(2)

2. 水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施

(1) 水田フル活用の推進

- ①水田活用の直接支払交付金 3,215(3,215)
- ②水田農業の高収益化の推進(水田活用の直接支払交付金、農地の大区画化等の推進、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等)
- ③農業再生協議会の活動強化等 90(85)
- ④米穀周年供給・需要拡大支援事業 50(50)
- ⑤米粉の需要拡大・米活用畜産物等のブランド化等 2(1)

(2) 経営安定対策の着実な実施

- ①畑作物の直接支払交付金(所要額) 2,029(1,998)
- ②収入減少影響緩和対策交付金(所要額) 740(740)
- ③収入保険制度の実施 149(206)

5. 食の安全・消費者の信頼確保

- ①消費・安全対策交付金 50(20)
- ②家畜衛生等総合対策 61(52)
- ③生産・製造現場と連携したリスク管理 2(2)
- ①安全な生産資材の安定供給の推進 6(5)
- ②薬剤耐性対策(消費・安全対策交付金等で実施)

6. 農山漁村の活性化

(1) 日本型直接支払の実施

- ①多面的機能支払交付金 493(487)
- ②中山間地域等直接支払交付金 269(263)
- ③環境保全型農業直接支払交付金 27(25)

(2) 中山間地農業の所得向上を始めとした農山漁村の活性化

①中山間地農業ルネッサンス事業<一部公共>(優先枠等)	510(440)
②農山漁村振興交付金	100(98)
③鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	122(104)
⑤特殊自然災害対策施設緊急整備事業	2(2)

7. 林業の成長産業化と「林業イノベーション」の推進 (略)

8. 水産改革の実行による適切な資源管理と水産業の成長産業化 (略)

※「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に係る経費や「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえた農林水産分野における経費については、予算編成過程で検討。

農地バンク事業を加速化させるための改善方針を踏まえた対応方針・実施状況

北 海 道
(公財) 北海道農業公社
(一社) 北海道農業会議

農地バンク事業を加速化させるための改善方針	改善方針を踏まえた対応方針・実施状況
<p>1 人・農地プランを核とした推進体制の再構築等 (1) 推進体制の再構築</p>	
<p>① 各都道府県において、人・農地プランを核とした農地の集積・集約化を、行政、農地バンク、農業委員会系統、JA系統及び土地改良区（以下「関係機関」という。）が一体となって推進していくため、都道府県を中心に関係機関が連携して、機運の醸成に努めるとともに、改めて事業推進体制を確認し、より良い事業推進体制の再構築を図る。</p>	<p>○ 高齢化や担い手不足に対応した地域における実効性ある話し合いを促進することは、北海道にとっても極めて重要な取り組みであることから、これまでも、関係機関（道・公社・農業会議・農政事務所）が一体となって、機運の醸成に努めてきたところ。</p> <p>○ 今般の人・農地プラン等の見直しも踏まえ、JA系統との連携が重要であるとの認識のもと、今年度から、JA中央会を加えた推進体制を再構築することとし、すでに中央会との協議・了承を得ている。</p>
<p>なお、事業推進体制の再構築は、以下の事項にも留意して行う。 ア 各都道府県内の人・農地プランの現状をどのように分析し、今後大宗の地域で令和2年度末までに人・農地プランを実質化するために関係機関の役割分担や具体的方策をどのように検討しているのか。</p>	<p>○ 本道においては、多くの市町村において中心的経営体が市町村の過半の面積をカバーできるような人・農地プランとなっていることから、人・農地プランが実質化しているとみなすことが可能な状況。</p> <p>○ ただし、一部の市町村では実質化したプランの作成が必要であることから、こうした地域を中心に、関係機関において現地指導（キャラバン）を実施し、各地域における人・農地の課題に応じた適切な助言を行っていく。</p>
<p>イ 農地バンクが、どのように人・農地プランの実質化に向けた地域の話合いに参画していくか。また、実質化された人・農地プランを作成した地域に対して、農地バンクはどのように対応していくか。</p>	<p>○ 今後、見直しを行う地区や新たにプランを作成する地区からの協議の場への参加要請を最優先として積極的に応じていく。</p> <p>○ また、地域が定める機構の活用方針を的確に把握するとともに、制度の周知徹底に努めていく。</p>

<p>ウ 農地利用集積円滑化事業と農地バンク事業の統合一体化を見据え、地域の推進体制をどのように強化していくか。</p>	<p>○ 農業委員会や円滑化団体による地域の農地の利用調整が機能している本道においては、これまでも公社との業務委託などを通じて双方の団体が密接に連携してきており、統合一体化により一括承継の申し出があった場合にも、速やかな対応ができるよう準備していく。</p> <p>○ なお、一部の円滑化団体については、現在、公社との細かな連携の在り方について協議を継続している状況にあり、早期にその具体的な方法等を決定し、連携強化を図ることとしている。</p>
<p>② 関係機関は、今後の人・農地プランを核とした農地の集積・集約化を関係機関及び担い手組織等が一体となって推進していく方針を確認し、共有する（例えば、5者協定等）。</p>	<p>○ 協定による取り組みは行っていないが、関係機関による推進方針を策定済みであり、今後、農地制度の見直しなどを踏まえ、方針の見直しなどを適宜行い、関係機関で共有する。</p>
<p>③ 農地バンクは、担い手組織等と連携協定の締結等連携を強化をするとともに、担い手間の農地交換による集約化や相対による貸借の農地バンク事業への切替えなど、連携協定に基づく具体的な取組を進める。</p>	<p>○ 農地中間管理事業の実績確保に向け、重点実施区域に設定している農地整備事業実施地区の受益者情報に基づき、関係部局と連携して、相対による賃貸借からの誘導を行っており、今後もこうした取り組みを通じて、担い手への集積・集約化と農地中間管理事業の推進を図っていく。</p>
<p>(2) 人・農地プランの実質化に向けた具体的な取組</p>	
<p>① 「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）に従って、地域の話合いを活性化させ、実質化された人・農地プランとなるよう取組を進める。</p>	<p>○ 本道においては、地域の話し合いを活性化させることが重要との認識のもと、関係機関のキャラバンなどを通じて、地域に働きかけを行ってきており、こうした取り組みによる話し合いの成果を人・農地プランに反映するよう努めていく。</p>
<p>② 人・農地プランの実質化に当たって、農業委員・農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）は、市町村と連携してアンケートを実施するとともに、地域の状況の地図化や話し合いの活性化に資するよう、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供を行う。</p>	<p>○ 農地情報公開システムにより地図化までできている市町村については把握していないが、地域の状況、農地の保有・利用の状況等については、農業委員会が整備している農地台帳（農地情報公開システム）に登載されていることを踏まえ、本道においては、農地情報公開システムを基本として、農地に関する情報を積極的に提供していく。</p>

<p>③ 農業委員・推進委員は、人・農地プランの実質化に向けた話合いに参加するとともに、情報提供等を通じて、コーディネーター役として中心的な役割を担う等地域の話合いを積極的に主導する。</p>	<p>○ 地域の効果的な話合いの手法が異なることから、地域の実情に即した対応が基本となるが、農業委員会組織としては、これまでも本来業務として取り組んできたものであり、引き続き、法律の規定に基づき、適切に関与していくこととしている。</p>
<p>④ 農業委員会事務局は、農政部局と連絡を密にし、人・農地プランの話合いの開催情報等を農業委員・推進委員に伝え、話合いに主体的に参画できる体制を構築する。</p> <p>県農業委員会ネットワーク機構は、担い手組織等に対して、人・農地プランの話合いの開催情報等を会員に周知し、積極的な参加を促すこと等を行う等、働き掛けを行う。</p>	<p>○ 農業会議に限らず、関係機関の持ち得るルートで、今回の法改正の趣旨や地域の話し合いへの重要性を十分説明していく。</p>
<p>⑤ 農地バンクは、(1)の①で明らかにした役割を果たすとともに、借受希望者情報を市町村に提供し、地域外の借受希望者も話合いの場に参集するなど話合いの活性化を図る。</p>	<p>○ 借受希望者の情報は当該申し出のあった市町村と共有しており、今後も継続して必要な情報を共有していく。</p> <p>○ また、地域外からの借受希望者情報もすでに共有しており、必要に応じて協議の場へ参集することを市町村に対して呼び掛けていく。</p>
<p>2 農地集積・集約化の加速に向けて課題の洗い出し及び新たな推進方策の検討</p>	
<p>① 農地バンクを中心に関係機関は、過去5年間の管内の担い手への農地集積の状況及び農地バンクの実績等を省み、農地バンク事業の推進上の課題を洗い出した上で、担い手への農地集積及び農地バンクの実績等を伸ばすための対応方針及び具体的な活動内容を検討する。</p>	<p>○ これまでの実績や課題等については関係機関で共有しており、今後も本道の高い集積率などを維持・向上させるため、地域の取り組みはもとより、公社の「平成31年度農地中間管理事業活動方針」等に基づき推進活動を行っていく。</p>
<p>特に、集積が進んでいない中山間地域等にあっては具体的なてこ入れ策について、集積が進んでいる地域にあっては集約化の推進策について検討する。</p>	<p>○ 集積が進んでいない地域は、農地の集約化が難しい地域でもあるが、現地指導（キャラバン）はもとより、他の地域において、国の各種支援策を有効に活用して集約化を図った事例等、地域にとって有効と考えられる取り組み情報などを横展開していく。</p>

<p>また、農地バンクの借受基準が硬直的に運用されていないか、農地利用配分計画に関する作成書類のうち省略できるものはないかについても、検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公社は、現状で受け手がいない農地であっても農地中間管理権を取得するよう措置しており、市町村・農業委員会及びJA等との協力関係のもと、保全すべきとされた農地は今後も借受けしていく。 ○ また、書類の簡素化についても不断に検討してきた経過にあり、今後も引き続き、関係機関の意見を聴きながら簡素化について検討していく。
<p>② 地域集積協力金については、人・農地プランの実質化の取組と併せて活用の拡大を図る。特に、中山間地域における活用促進策を検討するとともに、分散錯圃の解消に向けた集約化タイプのモデル的な活用を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集積・集約化タイプは、とりわけ中山間地域で要件が緩和されたことから、比較的集積率の低い地域を中心に推進していく。 ○ 集約化タイプは、一定の要件のもと「担い手から担い手」であっても交付を受けられることから、比較的集積率が高い地域でさらなる団地化を目指す地域を中心に推進していく。
<p>3 農地利用集積円滑化事業と農地バンク事業の統合一体化（令和2年春施行）に向けた準備</p>	
<p>農地バンクは、管内の農地利用集積円滑化団体が農地売買等事業のために借り受けた農用地等の権利関係等の整理、農地バンク事業への移行の方針・スケジュール、事務体制の整備及び手数料の取扱い等について、当該農地利用集積円滑化団体と意見交換を行い、令和2年春の施行までに結論を得る。</p> <p>また、農地バンクは、権利関係の整理等が整ったものについては、令和2年春の施行を待たずに、順次、農地バンク事業への移行を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本道においては、円滑化団体の統合一体化に伴う農地中間管理事業への継承事案は限られると考えるが、一括承継の申し出があった場合には、承継に向けて速やかな対応ができるよう準備していく。 ○ また、承継案件については、旧円滑化団体等の意向を十分に踏まえて対応することとし、手数料の取扱いを含めた経過的な措置に関して検討を進めている。

<p>4 法改正を踏まえた従来からの「改善方針」への対応 (1) 農地バンクの認知度の向上</p>	
<p>① 農地バンクに対する認知度は不十分であることから、今回の改正を好機と捉えて、 ア 農地バンクは、改正農地バンク法の施行までに、管内全ての市町村に赴く等により、今回の農地バンク 5 年後見直しの内容を説明する。特に、農用地利用集積計画一括方式など農地バンク事業の事務手続が簡素化されたことに係る理解を十分に得る。</p>	<p>○ 機構（公社）に対する認知度をさらに向上する必要があると考えており、今回の改正内容について、特に農用地利用集積計画一括方式は本道にとって有効な手法となり得ることから、本省職員を招いた道主催の全道説明会を 2 回開催するとともに、今後、公社主催による全道ブロック別（6～7 会場）の事業担当者向け説明会を開催し、趣旨の周知徹底を図っていくこととしている。 ○ また、公社は全道に 9 支所を展開しており、支所職員による市町村及び農業委員会への訪問を継続的に行っているほか、役員が市町村に赴いて首長に直接推進を行うなど、適宜、トップセールスを行っている。</p>
<p>イ 関係機関においても、農地バンク事業の認知度を向上させるための取組を行う。</p>	<p>○ 上記内容に加え、農業会議主催による農業委員会職員向け研修会を 9 月から 10 月にかけて道内 5 箇所、農業委員向け説明会を 11 月から 12 月にかけて道内 14 箇所それぞれを開催することとしている。</p>
<p>ウ 引き続き、ラジオ等メディアの活用、農業委員・推進委員の戸別訪問など、様々な機会を捉えた機構事業の周知を進める。</p>	<p>○ 新聞や農業系統誌などのメディアを介した公告掲載を今後も行っていくとともに、ホームページをより充実させることで、地域のためになる情報発信に努めていく。</p>
<p>② 農地バンク事業の実績のない市町村への働き掛けを強化し、実績のない市町村を解消する。</p>	<p>○ 全道 179 市町村のうち、農地中間管理事業の実績がある市町村は 105 市町村。30 年度は新たに 6 市町が事業を活用し、少しずつではあるが実績のない市町村が解消されてきたところであり、今後も市町村の状況を精査しながら、引き続き働きかけを行っていく。</p>
<p>(2) 農業委員会改革と連動した地域の推進体制の強化</p>	
<p>① 農業委員・推進委員の農地の利用調整の取組を農地バンク事業につなげるため、人・農地プランの話し合いの主導、農地所有者等の意向確認、農地の出し手・受け手との調整などの役割を明示した上で、都道</p>	<p>○ 本道においては、農地の利用調整等は、農業委員会の本来業務として実施されており、農地中間管理事業に関しても、農業委員会が市町村からの依頼に基づき実施している状況にある。</p>

<p>府県・農地バンクの活動体制に位置付ける。そのため、農地バンクは各市町村との業務委託の内容を見直し、農地バンク事業の相談や出し手・受け手の意向等農地に関する情報提供等について、市町村から農業委員会への事務委任を進めるなど、地域でのコーディネート活動が推進されるとともに、その成果が農地集積につながるようにする。</p>	
<p>② 農地利用最適化交付金について、農業委員・推進委員が農地利用の最適化活動を行った場合の報酬の上乗せに必要な条例整備が進んでいない市町村や、担い手への農地集積・集約化の成果実績に応じた交付金の活用に至っていない農業委員会があることを踏まえ、都道府県は、管内市町村における報酬の上乗せ条例の整備の状況を把握するとともに、未整備の市町村や農地利用最適化交付金を十分に活用できていない市町村に対して戦略的に働き掛けを実施する。</p>	<p>○ 7月3日開催の全道農業委員会事務局長研修会において、道農政部と連携の上、改正点・今年度の対応について説明するなどし、最適化交付金の活用については、徐々に活用件数が増加してきている。 今後とも、活用件数が増加傾向にある旨を研修会等で情報提供することにより、更なる活用件数の増加を目指すものとする。</p> <p>最適化交付金活用農業委員会 措置済農業委員会 79</p> <p>今後措置予定農業委員会 5農業委員会 紋別市・石狩市・大空町・豊浦町・厚真町</p>
<p>③ 各農業委員会において、農業委員・推進委員の戸別訪問等による意向確認調査の進捗を定期的に確認するなど、具体的な現地活動を活発化するような措置を講じる。</p>	<p>○ 全国農業会議所が農業会議を通じて調査を実施しているところ。</p>
<p>④ 県農業委員会ネットワーク機構は、農地バンクと連携して農地バンク事業に係る研修会を企画・開催するとともに、農業委員・推進委員の活動マニュアルや出し手情報の把握のための統一様式の周知・浸透を図るなど、各農業委員会の活動を活発化させる環境整備を行う。</p>	<p>○ すでに農業会議と公社が連携し、研修会及び制度説明会において、農地中間管理事業に係る制度説明を実施しているとともに、今後行う予定がある。</p>

<p>⑤ 農業委員・推進委員は、現場活動や地域の話合いにより、収集した出し手・受け手に関する情報等と農地バンクの借受希望者情報等について、農業委員・推進委員と農地バンクの現地駐在員等とで定期的に会合を開催し、保有する情報を共有する場を設定する。また、県農業委員会ネットワーク機構は、各市町村段階での情報を集約・分析し、市町村間でも共有できる仕組みを構築する。</p>	<p>○ 農地中間管理事業を実施する場合、公社との調整が必須であることから、定期的ではないが、農業委員会と公社との間において情報共有するスキームが既に構築されている状況にある。</p> <p>○ また、公社から、各年度における実績等について報告を受けている状況にあり、その情報を農業委員会に共有している。</p>
<p>⑥ 各都道府県の農業委員会ネットワーク機構と農地バンクとの、トップレベルでの役員の兼職やワンフロア化など、都道府県のレベルでの連携強化・一体化を具体的に進める。</p>	<p>○ 実施済み。</p>
<p>(3) 土地改良法改正を踏まえた基盤整備との連携の強化</p>	
<p>① 効果的に基盤整備との連携強化を図るため、地域の実情に応じて、県土地改良事業団体連合会や体制のある土地改良区との業務委託、県土地改良事業団体連合会等における農地バンク専門担当者の設置などを通じ、機構関連農地整備事業や農地バンクが事業実施主体となることが可能な農地耕作条件改善事業の活用を促進する。</p>	<p>○ 土地改良区との業務委託や担当者の設置などは行っていないが、公社と北海道土地改良事業団体連合会は日常的に役員及び職員が情報交換を行うとともに、土地連が事務局の農用地利用集積推進対策会議委員に公社担当職員が委嘱されている。</p> <p>○ さらに、地域段階においては、重点実施区域における農地整備事業実施地区の農地集積・集約化の推進を担ってもらっており、今後は、農地中間管理事業及び農地耕作条件改善事業の推進に向けて、土地改良区と公社支所との一層の連携強化を図ることとしている。</p> <p style="text-align: center;">(機構関連事業等の活用状況及び活用候補地区は別紙 1)</p>
<p>② 土地改良の知見を有する者の農地バンク職員としての採用・都道府県等からの出向の受入れを進めるなど、農地バンクにおいても基盤整備に係るノウハウの取得や効果的な事業推進を行う。</p>	<p>○ 公社は昭和 45 年設立当時から、継続して土地改良の知見を有する職員を採用しており、現在 86 名が在籍し、本所の事業部門(農村施設部・農場整備部)及び支所の施設課・事業課に配置の上、農地中間管理事業との連携を図っている。</p>

<p>③ 各都道府県・農地バンクで設定したモデル地区・重点実施区域で基盤整備を進めた地区について、担い手への集積率の増加や農地バンクの活用状況で評価を行い、評価が低い地区については、農地バンクの活用実績につなげるための方策（都道府県の農地整備担当部局や土地改良区等との連携を含む。）を整理して実行に移す。</p>	<p>○ 本道におけるモデル地区・重点実施区域において、基盤整備部局が求める50%の集積率を下回った地区はない。</p> <p>○ また、本道の重点実施区域は、90市町村で100地区の設定がなされているが、農地中間管理事業の活用実績が無い市町村については、基盤整備部局とも連携し、活用を促していく。</p>
<p>(4) 新規就農対策及び果樹対策との連携</p>	
<p>① 就農希望者への農地あっせんを円滑に行うため、農地バンクは新規就農相談センターや農業大学校、地元の農業法人等からの情報収集を常に行うとともに、農業委員・推進委員を活用して、農業次世代人材投資事業（準備型）や農の雇用事業の研修生のうち独立する者に対して、研修後の就農意向調査等を行い、その意向を踏まえ、農地を確保する。</p> <p>また、新規就農者が農地の確保のほか資金調達、生産技術の習得等の様々な経営課題が生じている場合には、農業経営者サポート事業を活用し、専門家から構成される支援チームを派遣するなど、就農希望者に適切にアドバイスする。</p>	<p>○ 新規就農者に対する農地の権利設定にあたっては、市町村や農業委員会等の地元関係機関が連携して農地の権利移動・設定についての検討が行われている。</p> <p>なお、新規か否かを問わず、農業経営者サポート事業を活用して、専門家派遣等を実施できる体制にある。</p>
<p>② 果樹産地については、引き続き、果樹農業好循環形成総合対策事業等を活用したモデル地区での取組を県内に横展開し、樹園地での集積・集約化を進めるとともに、新たなてこ入れ策を検討する。また、新規就農対策等と連携して、農地バンクが中間管理権を有する農地で研修を行い、研修後に新規就農者へ貸付け（研修用農地の配分）を行うなどの取組を進める。さらに、急傾斜など条件の悪い園地については、機構関連農地整備事業等を活用し、担い手が借り受けやすい園地整備を進める。</p>	<p>○ 本道においては、果樹は極めて地域的に限定的であり、樹体を伴うことから売買が主流となっているが、そうした地域も含め、関係市町村と連携しながら、農地中間管理事業の仕組みを十分説明し、条件の悪い園地の農地集積の促進に向けた取り組みを強化していく。</p>

<p>(5) 所有者不明農地対策をはじめとした機構の借入れの促進</p> <p>① 農業経営基盤強化促進法等の改正により措置された所有者不明農地対策を踏まえ、これまで農地バンクに借入れの問合せがあり、相続未登記などの理由によって、借入れを断念した農地についての担い手への集積・集約化の可能性について、再点検を行うほか、農業委員・推進委員と連携して制度の周知徹底を図る。</p> <p>その結果、制度の活用が見込まれる農地があった場合には、当該農地の所在する市町村及び農業委員会と協力して、制度の活用により担い手への集積・集約化を行う。</p>	<p>○ 北海道では、胆振管内むかわ町において、所有者不確知農地と相続未登記農地が入り組んだ1枚の遊休農地に対し、①農地法第41条による知事裁定を活用した所有者不確知農地の引き受け及び②相続対象となっていた共有者の過半の同意を得た相続未登記農地の借受けを同時期に行い、担い手に貸し付けた実績があることから、今後もそれらのノウハウを生かし、地域との連携に努めていく。</p> <p>○ 所有者不確知農地に関する情報は、道・公社・農業会議で共有しており、すでに滝川市、鷹栖町、旭川市などからの具体的な相談に対応している状況にあり、そうした農地の引き受けに関する相談は増加傾向にある。</p>
<p>② 農地バンクの借入れを促進するため、市町村長等からの依頼や地域合意に基づいて農地バンクへの貸付希望のあった農地について、当該希望が表明された時点における借受希望者の有無にかかわらず、使用貸借により農地中間管理権を取得する取組を進める。</p> <p>また、このような農地を含め、借受け時に受け手につながっていない農地については、整理・リスト化し、農地バンクのホームページ等での公表や市町村、担い手組織等への情報提供を行うなど積極的に活用を図る。</p>	<p>○ 本道としては、現状で受け手がいない農地であっても農地中間管理権を取得できるよう規定を作成済みであり、今後とも市町村・農業委員会及びJA等との協力関係のもと、保全の必要があると判断される農地は今後も借受けを行っていく。</p> <p>○ また、受け手がいない農地についてはホームページ上で受け手を探すことができる仕組みを保持しており、借受けするしないにかかわらず、情報提供があった農地は公表できる体制は構築されている。</p>
<p>③ 農地バンクは、借受希望者のニーズに対応した農地をマッチングできるように、借受公募を行う際の借受希望申込書を工夫する等借受希望農地の条件（例えば、農作物栽培高度化施設の設置が可能な農地、有機農業が可能な農地、樹園地への転換が可能な土地等）を詳細かつ具体的に把握する。</p>	<p>○ 借受希望申出書には、借受けを希望する面積や地目のほか、希望する農地のより細かな条件をフリーで記載できる仕様にしており、現在も具体的な希望条件の把握に努め、市町村とデータを共有することにより、借受希望者のニーズに的確に対応することとしている。</p>

<p>Ⅱ 農地バンク事業基本方針・事業規程・活動方針等の改訂</p>	
<p>① 農地バンクは、改正農地バンク法の施行（本年秋）までに、農林水産省が示すモデル例を参考として、農地中間管理事業規程を改訂する。</p>	<p>○ 9月中の規程改正を目指し、鋭意、見直し作業を行っている。</p>
<p>② 農地バンクは、Ⅰの改善方針や過去5年間で明らかになった課題等を踏まえ、役員や評価委員等の意見を聴きつつ、関係機関とも協議の上、農地バンク等が作成している毎年度の農地バンク事業の活動方針等について必要な見直しを行う。</p> <p>また、農地中間管理事業の推進に関する基本方針は、5年ごとに定めることとされていることから（農地バンク法施行令第1条）、都道府県は、上記と同様の観点から検討を行い、必要な見直しを行う。</p>	<p>○ 公社は「平成31年度農地中間管理事業活動方針」を定め、基本方針に基づき推進活動を行っている。活動方針を定める際には、公社役員や評価委員会の意見を尊重し、必要な見直しを行っている。</p>

令和元年度全国農業委員会会長代表者集会の開催と陳情要請の実施について

1. 開催月日

代表者集会 11月28日(木) 12:30~15:30
 陳情要請 11月28日(木) 16:15~17:30

2. 開催場所

代表者集会 メルパルクホール
 陳情要請 第一・第二衆議院議員会館・参議院議員会館

3. 主催

代表者集会：(一社) 全国農業会議所
 陳情要請：(一社) 北海道農業会議

4. 陳情要請

3班体制に分かれて、各国議員会館の議員室を訪問の上、陳情要請を行うものとする。

5. 対応役職員

代表理事会長 多田正光
 代表理事副会長 小林政幸
 代表表理事副会長 中谷敏明
 専務理事 佐久間 亨

農政・業務担当部長 佐藤匡紀
 調査役 渡邊善太

6. 備 考

第1班	多田会長	渡邊	第一衆議院議員会館
第2班	小林副会長	佐藤	第二衆議院議員会館
第3班	中谷副会長	佐久間専務	参議院議員会館

道農業会議第 号
令和 元年 月 日

市町村農業委員会 会長 様

一般社団法人 北海道農業会議 代表理事会長
(公 印 省 略)

令和元年度全国農業委員会会長代表者集会の開催について

本会の行う業務の推進につきましては、日頃より特段のご配意を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、一般社団法人全国農業会議所より、標記集会を別添開催要領（案）により開催する旨、通知がありました。

本会では、標記集会終了後、概ね午後４時１５分から５時３０分までの間、国会議員会館の各議員室を訪問の上、本道選出国會議員に対し陳情要請を行う予定であります。

ついては、標記代表者集会並びに本道選出国會議員に対する陳情要請への出欠について、１１月５日（火）までに別紙「令和元年度全国農業委員会会長代表者集会出欠報告書」により、各地方農業委員会連合会宛てにご報告をお願いいたします。

また、標記代表者集会の前日（１１月２７日）には、全国農業者年金連絡協議会主催による「農業者年金加入推進セミナー」が開催されますことを申し添えます。

なお、同要領記載の参加人数につきましては、目安であり、本道からの参加者を制限するものではありませんのでご了承いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 添付文書

- (1) 令和元年度全国農業委員会会長代表者集会開催要領
- (2) 令和元年度全国農業委員会会長代表者集会出欠報告書

2. 報告先

各地方農業委員会連合会

2. 報告期日

11月 5日（火）

(別紙)

報告先：各地方農業委員会連合会

令和元年度全国農業委員会会長代表者集会出欠報告書

報告[]農業委員会

出席する・欠席する

(いずれかに○印を記入してください。)

出席者氏名等

氏名	役職名	北海道農業会議が実施する陳情要請 (11月28日16時15分～17時30分)への参加	備考

※ 11月 5日(火)までに**各地方農業委員会連合会事務局宛**にご報告ください。

※ 陳情要請に参加される場合は、該当欄に○印を記入してください。

※ 「陳情要請」の終了見込み時刻は、午後17時30分ですが、参加者のご都合によりその終了前に離脱することは可能です。

道農業会議第 号
令和 元年 月 日

室蘭市経済部農水産課長 様
羅臼町水産商工観光課長 様

一般社団法人 北海道農業会議 代表理事会長
(公 印 省 略)

令和元年度全国農業委員会会長代表者集会の開催について

本会の行う業務の推進につきましては、日頃より特段のご配意を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、一般社団法人全国農業会議所より、標記集会を別添開催要領（案）により開催する旨、通知がありました。

本会では、標記集会終了後、概ね午後4時15分から5時30分までの間、国会議員会館の各議員室を訪問の上、本道選出国會議員に対し陳情要請を行う予定であります。

ついては、標記代表者集会並びに本道選出国會議員に対する陳情要請への出欠について、11月5日（火）までに別紙「令和元年度全国農業委員会会長代表者集会出欠報告書」により、本会宛てにご報告をお願いいたします。

記

1. 添付文書

- (1) 令和元年度全国農業委員会会長代表者集会開催要領
- (2) 令和元年度全国農業委員会会長代表者集会出欠報告書

2. 報告先

各地方農業委員会連合会

2. 報告期日

11月 5日（火）

道農会議第 号
令和 元年 月 日

各地方農業委員会連合会 会長 様

一般社団法人 北海道農業会議 代表理事会長
(公 印 省 略)

令和元年度全国農業委員会会長代表者集会の開催について

本会の行う業務の推進につきましては、日頃より特段のご配意を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、一般社団法人全国農業会議所より、標記集会を開催する旨通知がありましたので、貴連合会管内の農業委員会には、別添写しのとおり、既にご案内しておりますことをご連絡申し上げます。

なお、本会では、標記代表者集会終了後の概ね午後4時15分から5時30分までの間、国会議員会館内の各議員室を訪問の上、本道選出国會議員に対する陳情要請を行う予定であります。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、標記代表者集会並びに本道選出国會議員に対する陳情要請への貴管内農業委員会からの出欠についてお取りまとめの上、11月8日（金）までに別添「令和元年度全国農業委員会会長代表者集会出欠報告書」により本会宛にご報告頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 添付文書

- (1) 令和元年度全国農業委員会会長代表者集会開催要領
- (2) 令和元年度全国農業委員会会長代表者集会出欠報告書

2. 報告先

(一社) 北海道農業会議 (担当: 佐藤)
FAX: 011-281-6764
メール: sato@hca.or.jp

2. 報告期日

11月 8日 (金)

(別紙)

報告先：(一社) 北海道農業会議 (担当：佐藤)
FAX 011-281-6764
メール sato@hca.or.jp

令和元年度全国農業委員会会長代表者集会出欠報告書

報告[]地方農業委員会連合会

出席する ・ 欠席する

(いずれかに○印を記入し、出席の場合は以下にも記入してください。)

出席者氏名等

氏名	役職名	北海道農業会議が実施する陳情要請 (11月28日16時15分~17時30分)への参加	備考

※ 11月8日(金)までにご報告ください。

※ 陳情要請に参加される場合は、該当欄に○印を記入してください。

※ 「陳情要請」の終了見込み時刻は、午後17時30分ですが、参加者のご都合によりその終了前に離脱することは可能です。

※ 地方連独自で、国会議員に直接要請する計画等がありましたら、要請日、時間、場所を以下に記入してください。また、要請書の送付をお願い申し上げます。

① 要請日	月	日	(時	分	~	時	分)
② 場所								
③ 要請先								

道農会議第

号

令和 元年 月 日

衆・参議院議員
様

一般社団法人 北海道農業会議
代表理事会長 多田正光

北海道農業委員会組織による要請の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

先生におかれましては、日頃より国政の場において、本道農業の振興発展と農業委員会組織の諸活動に対して特段のご尽力を賜っておりますことに、衷心よりお礼申し上げます。

さて、来る11月28日に、一般社団法人全国農業会議所主催による令和元年度全国農業委員会会長代表者集会在東京都港区・メルパルクホール東京において開催されます。

本道からは、農業委員会会長等約80名が出席する予定ですが、集会終了後、本道選出国會議員各位に要請を行う予定としております。

つきましては、下記の予定で国会議員会館事務室を訪問したく存じますので、ご対応につきまして、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 期 日

令和 元年11月28日(木)

概ね16時15分から17時30分の間に、貴事務室を訪問する予定です。

2. 要請内容

- (1) 地域の実態に即した施策の実現に向けた要請
- (2) 「令和元年度全国農業委員会会長代表者集会」決議に基づく要請
- (3) その他

3. 要請者

北海道内の市町村農業委員会会長等20名程度を予定しております。

地域の実態に即した施策の実現に向けた要請書
(案)

令和 元年 11 月 28 日

一般社団法人
北海道農業会議
代表理事会長 多田正光

地域の実態に即した施策の実現に向けた要請

本道農業・農村が今後も持続的に発展していくためには、担い手が将来にわたって意欲と希望を持って営農に取り組むためには、安心して営農に取り組める施策の実現が不可欠であります。

つきましては、地域の実態に即した施策の実現のため、下記のとおり要望いたします。

記

1 国際交渉における基本的な姿勢について

日米貿易交渉においては、我が国における食料等の安定供給を担う本道農業が再生産可能かつ、持続的に発展していくことができるよう、交渉内容の丁寧な情報提供を行うとともに、農産物に対する国内対策の強化を図ること。

また、TPP11、日EU・EPAなど、これまでに締結された協定によって、本道農業と地域社会の持続的発展に支障を及ぼすことがないよう万全の措置を講ずること。

5月の要請時点での表現

農業・農産物を含む他国との協定交渉において、政府並びに与党は国民に対して説明責任を果たすこと。

また、国会においてこれらを審議する際には、国会に対する十分な情報提供と、審議過程での真摯な対応をすすめ、国民が確実に納得できる結論を得ること。

さらに、これまでに締結された協定と発効及び今後の協定締結と発効によって、本道農業と地域社会の持続的発展に支障を及ぼすことがないよう万全の措置をとること。

修正理由

8月に農村確立連絡会議で、緊急要請を行っていることから、日米貿易協定部分の表現を緊急要請に合わせ、TPP11・日EU・EPAを別途記載（暫定的）

9月末の日米貿易協定については、11月時点では、既に妥結されていると思われること。現時点において止めれる状況にはないことから、丁寧な情報提供と国内対策の強化という表現にする。（10月の常設まで要検討課題）

2 農政の確立について

自立した国家の条件には、国民の食料を安定的に供給できる農業構造の構築と国家間の互惠に基づいた食料戦略が不可欠である。

そのため、地域の実態に即した農地の利用集積と担い手の育成など、こうした地域の農業づくりに取り組む農政を確立した上で、国産農畜産物の生産及び需要拡大を図り、わが国の食料自給率の向上を図ること。

5月の要請時点での表現
<p>自立した国家の条件には、国民の食料を安定的に供給できる農業構造の構築と国家間の互惠に基づいた食料戦略が不可欠である。</p> <p>そのため、わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「基本計画」の目標を高いレベルで達成し、産業としての農業を確立するには、必要な国境措置を堅持する確固たる姿勢を示すとともに、国産農畜産物の需要拡大をはかりつつ、地域の実態に即した農地の利用集積と担い手の育成を基本に地域農業づくりに取り組む農政を確立することが重要である。</p> <p>さらに、担い手が長期的展望をもって安心して農業に取り組めるようにするためには、政策の継続・安定が不可欠である。</p> <p>このことから、担い手の育成と農地利用集積支援施策の充実を図り、農業経営の持続的発展に必須である農業所得の十分な確保が実現できるよう、中長期を見通した農政の基本を確立すること。</p>
修正理由
<p>中長期を見通した農政の基本という表現を取っていたが、国の視点で考えた場合、人・農地プランでは、5～10年先を見据えた地域の将来像の構築が求められており、既に、中長期を見通した農政を推進していると言われかねない。</p> <p>また、8月に公表された前年度の食料自給率（カロリーベース）では、横ばいとされつつも、37%と昨年よりも1%低下している。</p> <p>そのため、食料自給率の向上を図るための農政の確立という方向で表現を修正</p>

3 農地集積対策の推進について

貸借を中心とした現行の農地集積では、不在村地主・所有者不明農地等における耕作放棄の未然防止を図ることはできても、基盤整備等による農地改良については、農地改良に係る費用負担の観点から困難であり、こうした農地においては、いずれ生産力の低下を招く可能性がある。

そのため、農地利用の最適化と優良農地の保全の観点から、担い手への所有権移転による農地集積の促進も政策として明確に位置付けること。

5月の要請時点での表現

貸借を中心とした現行の農地集積では、不在村地主による耕作放棄の未然防止を図ることはできても、基盤整備等による農地改良が困難であり、いずれ生産力の低下を招く可能性があることから、農地利用の最適化を推進するためには、担い手への所有権移転による農地集積の促進が重要である。そのため、担い手への所有権移転による農地集積の促進を政策として明確に位置づけ、農地集積の支援施策に所有権移転の促進を加えること。

修正理由

不在村地主 ⇒ 不在村地主・所有者不明農地等 へ変更

※ 中間管理事業により、所有者不明農地も貸借が可能となったことによる配慮的な表現修正

基盤整備等による農地改良が困難 ⇒ 農地改良に係る費用負担の観点から を追記

※ 近年、貸借でも基盤整備を行っている事例が増加傾向。そのため、何が困難なの？と言われかねない。

その一方で、費用負担でもめるケースがあることから、何で困難なのか？という根拠的なことを追記。

農地集積の支援施策に所有権移転の促進を加えること。 ⇒ 削除

※ 5月の要請に関する農林水産省経営局農地政策課の回答によると、「所有権移転による農地集積を推進して参りたい。」と所有権移転について一定の理解を得られたものの、支援については、「個人資産の形成支援となることから課題がある」と回答されている。

そのため、所有権移転を政策として明確に位置付けることと修正

4 担い手の育成対策の強化について

(1) 後継者対策について

農業後継者が親から経営の継承を受けるにあたり、個人版事業承継税制が構築されたことにより、一定の事業承継については、対策が講じられたところであるが、畜産経営等において、農業用資産への投資を行っている農業経営においては、多額の負債を有しているケースが見受けられる。

個人版事業承継税制では、特定事業用資産の贈与に限定されていることから、こうした経営においては、継承する親には、負債のみが残り、その後の償還に支障が生ずることが想定される。

そのため、親子間売買による事業用資産の継承した場合において、譲渡所得税・不動産取得税・登録免許税・消費税等の課税の特例措置を含む親子間売買制度の創設とスーパーL資金の無利子化の適用等について検討すること。

5月の要請時点での表現

農業後継者が親から経営の継承を受けるにあたり、経営に負債がある場合、後継者は親の負債を継承することとなり、経営の安定に支障が生じる可能性があるとともに、経営と共に負債を移譲した親は、所得税の対象となる。

一方、親の経営に負債がない場合には、これまでの経営努力と成果についての対価が支払われることがないとともに、経営の移譲を受けた後継者は贈与税の課税対象となる。

これらのことから、経営の円滑な継承と新たな担い手の経営の安定と育成を可能とすることを目的として、親子間売買によって経営資源を継承した場合において、譲渡所得税・不動産取得税・登録免許税・消費税等の課税の特例措置を含む親子間売買制度の創設とスーパーL資金の無利子化の適用等について検討すること。

修正理由

平成31年度税制改革大綱に基づき創設された個人版事業承継税制の課題を標記した上で、対策の構築を求める方向で表現を修正

(2) 新規就農対策について

土地利用型農業を目指す新規就農では、経営開始に係る初期投資が多額に上がることから、就農後における農業経営の安定に期間を要している状況にある。

そのため、新規就農に伴う研修、農地・施設・機械等の取得について、総合的な支援施策を構築すること。

5月の要請時点での表現

土地利用型農業を目指す新規就農では、経営開始に係る初期投資が多額に上ることから、資金力・担保能力に乏しい新規就農者が、多額の初期投資資金を用意することが困難となっている。

しかしながら、新規就農者は農村地域の人口減少の歯止めともなり、農村地域振興の要となっている。

そのため新規就農に伴う、農地・施設・機械等の取得について支援する施策を拡充強化すること。

修正理由

新規就農者が、多額の初期投資資金を用意することが困難となっているとした場合、新規就農できないという意味合いになる。

北海道農政部農業経営課の新規就農者数実態調査によると、新規参加者数は、

H26 125人 H27 126人 H28 117人

H29 125人 H30 122人

と横ばいの状況であり、困難と表現しがたい状況にある。

その一方で、Uターン（後継者）については、

H26 283人 H27 274人 H28 268人

H29 251人 H30 223人

と減少傾向にあり、農家後継の確保が困難となりつつある。

そのため、困難という表現を削除

また、農業次世代人材投資事業（準備型）では、本年度から行政評価局の指摘を受けて、新規就農者が適用除外（実態としては、市町村が研修プログラムを作成し、市町村が自ら新規就農者の育成を行う場合は可能とされている）とされ、それに応じた予算が削減されている状況にある。

さらに、平成25年の新規就農者数88人対し、平成26年の新規就農者数が125人に急増している要因は、旧青年就農給付金（農業次世代人材投資事業）にあると思われ、本事業の準備型の取扱いが変更されていることから、今後影響が出る可能性があると思われる。

外部からの指摘により事業内容が改正されていることから、単純な復活はあり得ない状況にあることから、総合的な支援施策の構築ということで仕切り直しを要請するものとする。

5 被災地の復興対策について

平成28年の台風並びに平成30年北海道胆振東部地震により被災した農地については、復旧工事後の生産力維持向上のため、継続的な支援を行うこと。

5月の要請時点での表現

平成28年の台風並びに平成30年北海道胆振東部地震により被災した農地については、復旧工事とその後の生産力維持向上のための継続的な支援を行うこと。

特に北海道胆振東部地震による農業者の農業用施設・機械等の被害総額が54億円に上る甚大な被害であることから、「被災農業者向け経営体育成支援事業」等の関連予算の確保並びに、早期の営農再開へ向けた復旧支援の強化を行うこと。

修正理由

復旧工事そのものは、来年度中に終わるとされていることから、営農再開時期については、見通しがついていることから、特に以降を削除。

復旧工事が終わっても、従前の条件と同等の農地に戻らないと考えられることから、復旧後の支援に特化して要請を行う。

6 農業委員会組織の体制強化と予算確保について

市町村農業委員会は、農地法許可事務、農地の利用状況調査・利用意向調査、農地台帳の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政委員会である。このため、市町村の財政状況に左右されず、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について必要額を確保すること。

農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金については、農地利用の最適化に関する業務の執行に必要な額を確保すること。

機構集積支援事業については、農地台帳の整備、遊休農地の解消・未然防止、農地法等に基づく業務を効率的に支援するため、必要額を確保すること。

5月の要請時点での表現

市町村農業委員会は、農地法許可事務、農地の利用状況調査・利用意向調査、農地台帳の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政委員会である。このため、市町村の財政状況に左右されず、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について増額確保すること。

農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金については、改正農業委員会法に基づいて農地行政の適切な執行と農業委員会の業務支援を広くすすめることとなった同機構に対し、業務執行に十全に取り組むうるために必要かつ十分な額となるよう増額確保すること。

あわせて、農業委員会による農地制度に係る適正な事務実施の一層の推進を図るとともに担い手への農地集積、農地台帳の整備、遊休農地の解消・未然防止等の活動を一層強力に推進するため、機構集積支援事業等の農業委員会関係予算を十分に確保すること。

修正理由

概算要求が既にされており、概算決定の直前の段階であることから、増額要求をする時期ではない。

機構集積支援事業については、

年度	要望額	交付決定額	削減率
H29	16,637,345	12,565,335	24.5%
H30	21,566,230	11,107,000	48.5%
R01	26,436,270	11,987,000	54.7%

という状況であり、年々カットされる額が増加していることから、概算決定に向けて、「必要額を確保すること」との要望を行うものとする。